

令和5事務年度における相続税の調査等の状況

令和6年12月
広島国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税の実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

IV 県別計表

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実地調査を実施しました。

令和5事務年度においては、実地調査件数（366件）は令和4事務年度と同数、追徴税額合計（2,972百万円）は増加（対前事務年度比105.1%）しました。

○ 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	366 件	366 件	100.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	317 件	313 件	98.7 %	
③	非違割合 (②/①)	86.6 %	85.5 %	▲ 1.1 ポイント	
④	重加算税賦課件数	46 件	49 件	106.5 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	14.5 %	15.7 %	1.2 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	12,554 百万円	13,781 百万円	109.8 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	1,494 百万円	2,961 百万円	198.2 %	
⑧	追徴 税 額	本税	2,471 百万円	2,516 百万円	101.8 %
⑨		加算税	357 百万円	456 百万円	127.7 %
⑩		合計	2,828 百万円	2,972 百万円	105.1 %
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	3,430 万円	3,765 万円	109.8 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	773 万円	812 万円	105.0 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

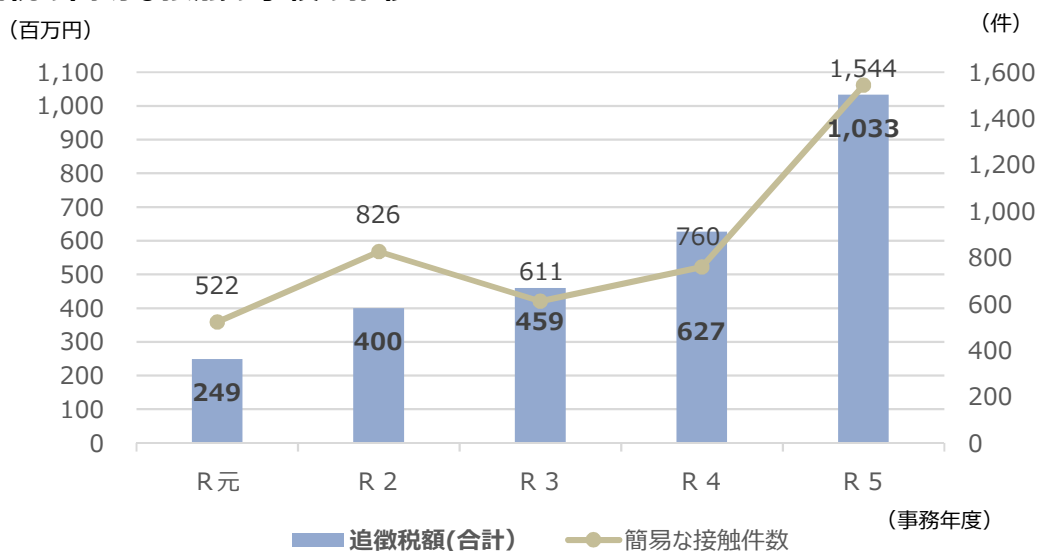
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和5事務年度においては、令和4事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は1,544件（対前事務年度比203.2%）、申告漏れ等の非違件数は453件（同183.4%）、申告漏れ課税価格は11,517百万円（同195.9%）、追徴税額合計は1,033百万円（同164.8%）と、いずれも簡易な接触の事績の公表を始めた平成28事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	760 件	1,544 件	203.2 %	
②	申告漏れ等の非違件数	247 件	453 件	183.4 %	
③	申告漏れ課税価格	5,878 百万円	11,517 百万円	195.9 %	
④	追徴税額	本税	597 百万円	984 百万円	164.8 %
⑤		加算税	30 百万円	49 百万円	163.3 %
⑥		合計	627 百万円	1,033 百万円	164.8 %
⑦	1簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	773 万円	746 万円	96.5 %
⑧	た接り触	追徴税額 (⑥/①)	83 万円	67 万円	80.7 %

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



II 調査に係る主な取組

1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

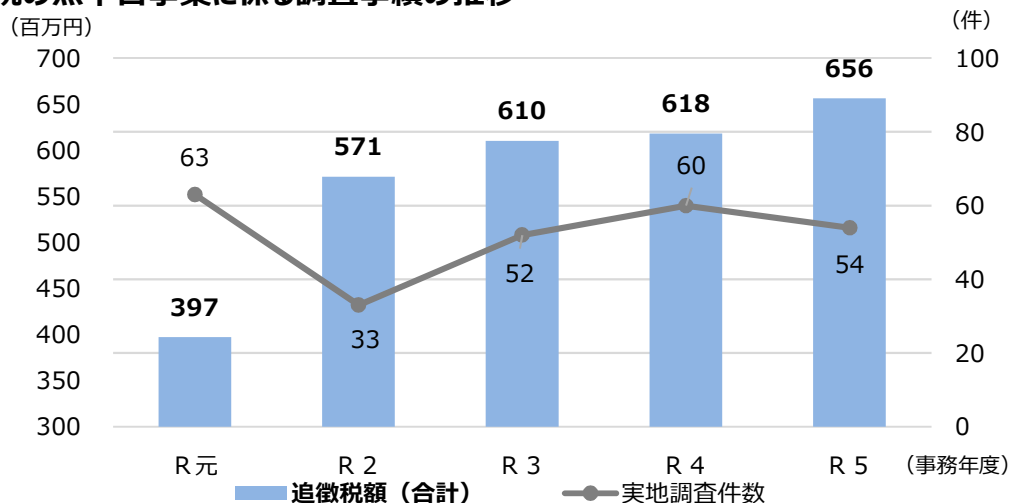
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和5事務年度においては、追徴税額は656百万円（対前事務年度比106.1%）と令和4事務年度から増加し、公表を始めた平成21事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	60 件	54 件	90.0 %
②	申告漏れの非違件数	55 件	50 件	90.9 %
③	非違割合 (②/①)	91.7 %	92.6 %	0.9 ポイント
④	申告漏れ課税価格	5,330 百万円	5,426 百万円	101.8 %
⑤	追徴税額	本税	516 百万円	99.6 %
⑥		加算税	140 百万円	140.0 %
⑦		合計	656 百万円	106.1 %
⑧	1 実地調査	申告漏れ課税価格 (④/①)	8,883 万円	113.1 %
⑨	2 追徴税額 (⑦/①)	1,030 万円	1,215 万円	118.0 %

○ 相続税の無申告事案に係る調査事績の推移



2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、C R S 情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）をはじめとした租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和5事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は6件で令和4事務年度と同数、海外資産に係る申告漏れ課税価格は297百万円（対事務年度比253.8%）と増加しました。

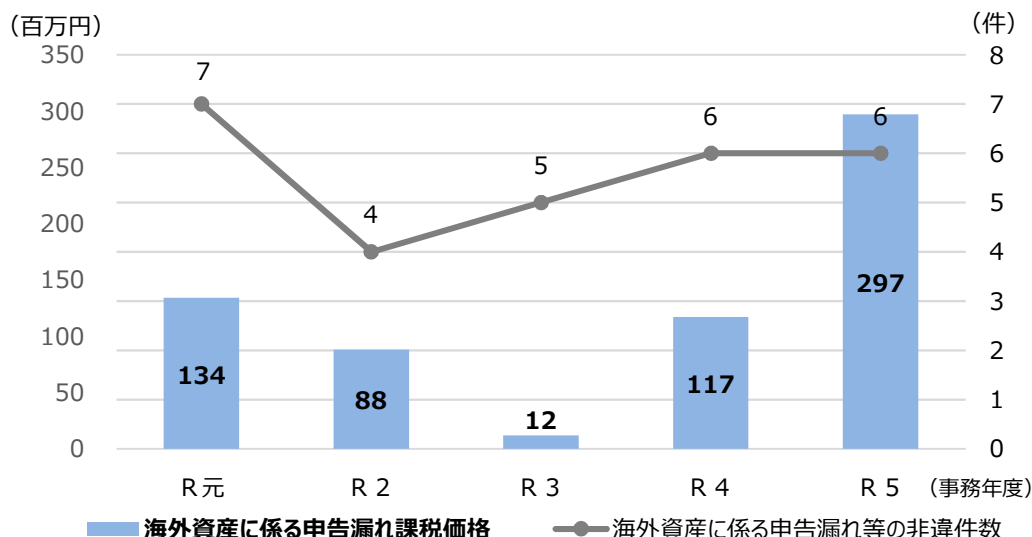
○ 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和4事務年度	令和5事務年度		
①	海外資産関連事案に係る 実地調査件数	17 件	16 件	94.1	%
②	海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	13 件	15 件	115.4	%
		6	6	100.0	
③	海外資産に係る 重加算税賦課件数	2 件	1 件	50.0	%
		0	0	0.0	
④	海外資産に係る 申告漏れ課税価格	530 百万円	897 百万円	169.2	%
		117	297	253.8	
⑤	④のうち重加算税賦課対象	24 百万円	0 百万円	皆減	%
		0	0	0.0	
⑥	非違1件当たりの 海外資産に係る 申告漏れ課税価格（④/②）	4,077 万円	5,980 万円	146.7	%
		1,950	4,950	253.8	

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 相続税の海外資産に係る調査事績の推移



3 贈与税の実地調査の状況

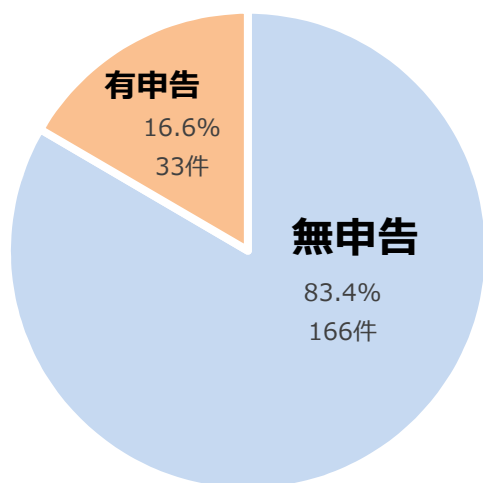
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和5事務年度においては、実地調査件数は224件（対前事務年度143.6%）、追徴税額は580百万円（同89.6%）でした。

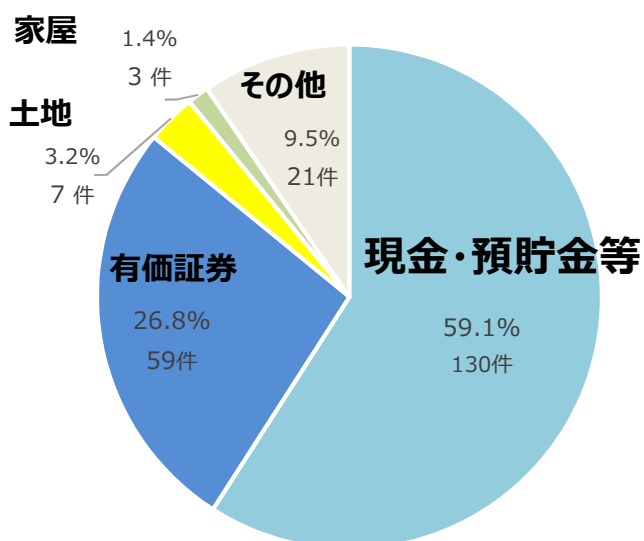
○ 贈与税事案の実地調査の状況

項目		事務年度等		
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	156 件	224 件	143.6 %
②	申告漏れ等の非違件数	147 件	199 件	135.4 %
③	申告漏れ課税価格	1,441 百万円	1,613 百万円	111.9 %
④	追徴税額	647 百万円	580 百万円	89.6 %
⑤	1 実 件 地 当 た り 調 査 申告漏れ課税価格 (③/①)	924 万円	720 万円	77.9 %
⑥	追徴税額 (④/①)	415 万円	259 万円	62.4 %

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



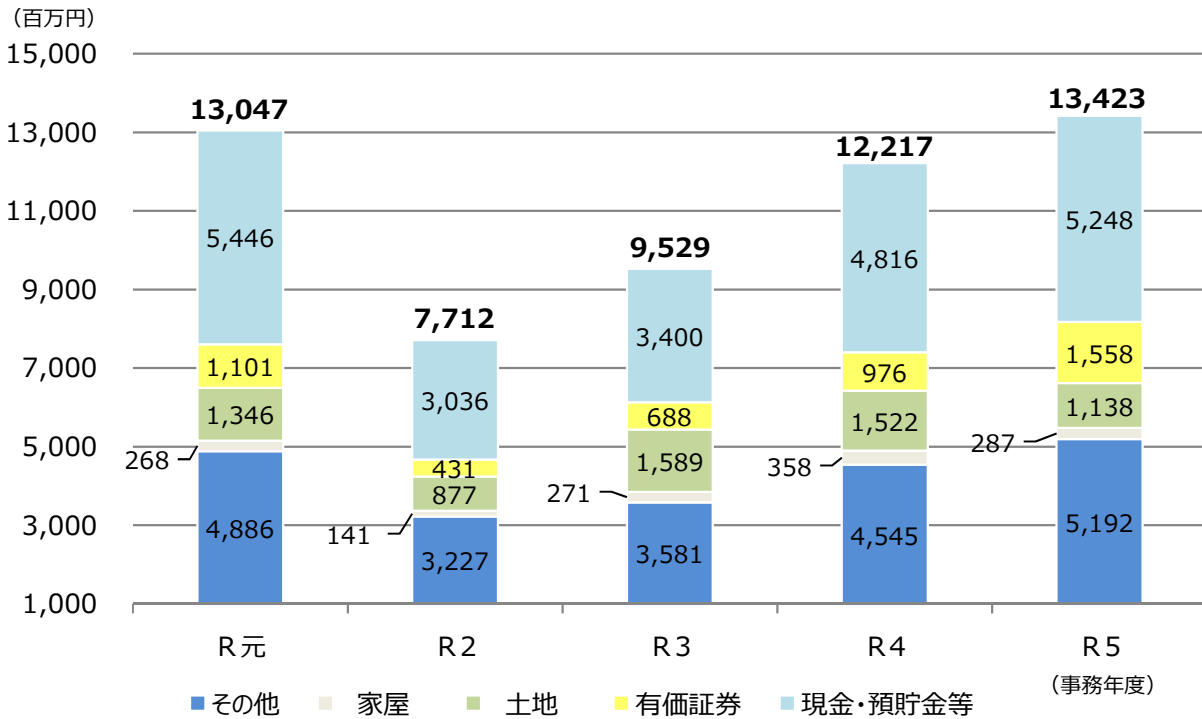
○ 調査事績に係る財産別非違件数



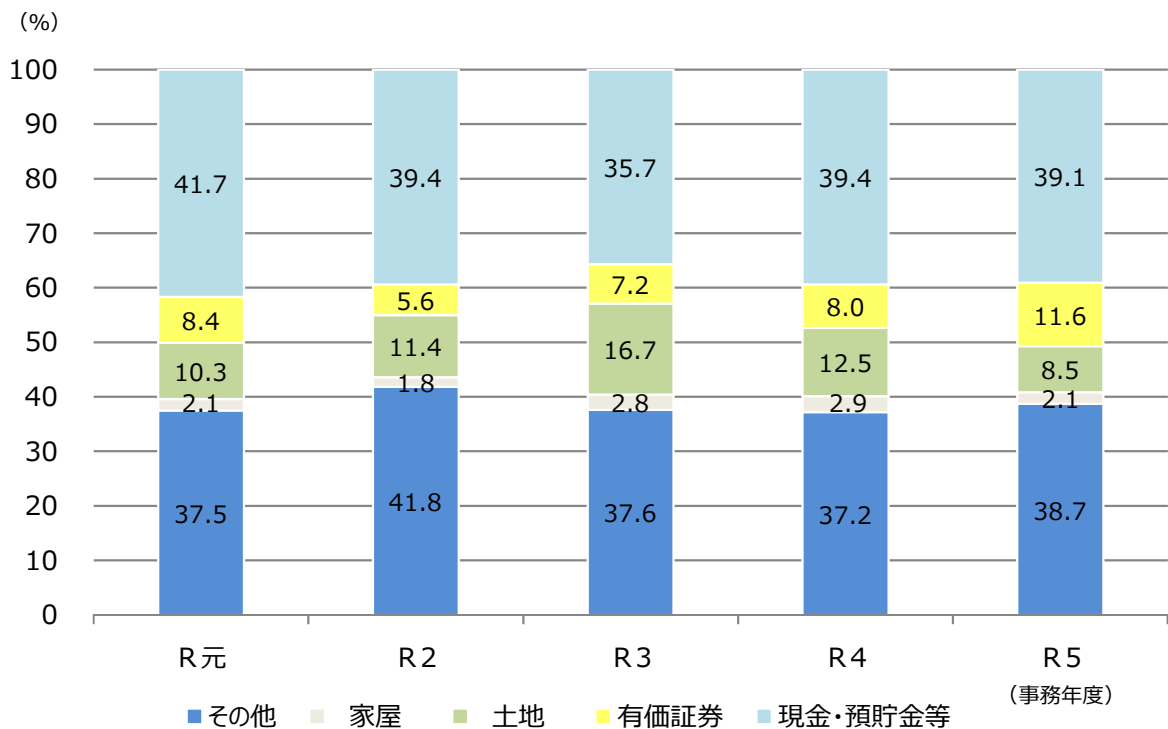
(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



IV 県別計表

【鳥取県】

1 相続税の実地調査事績

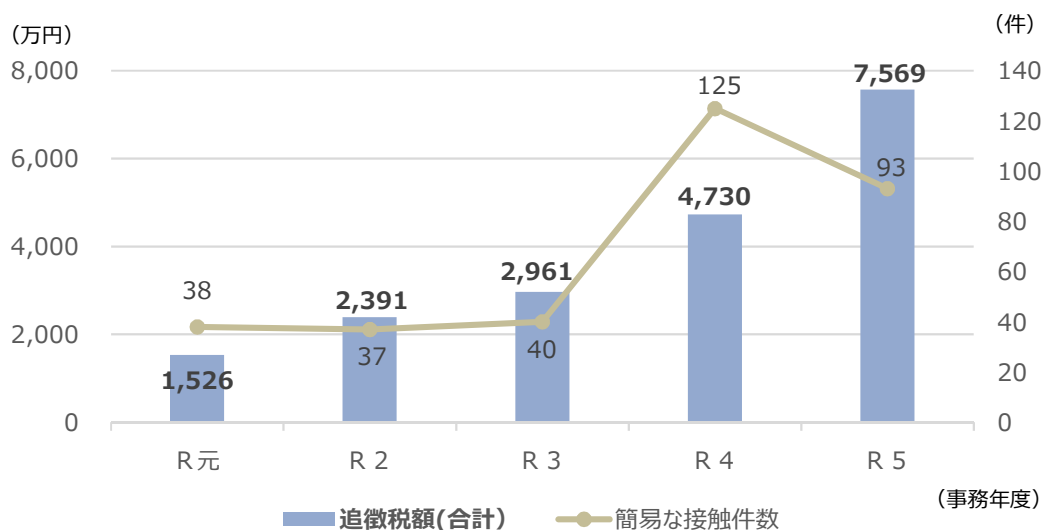
項目		事務年度等		対前事務年度比
		令和4事務年度	令和5事務年度	
①	実地調査件数	20 件	11 件	55.0 %
②	申告漏れ等の非違件数	17 件	10 件	58.8 %
③	非違割合 (②/①)	85.0 %	90.9 %	5.9 ポイント
④	重加算税賦課件数	2 件	0 件	皆減 %
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	11.8 %	0.0 %	▲ 11.8 ポイント
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	782 百万円	609 百万円	77.9 %
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	42 百万円	0 百万円	皆減 %
⑧	追徴 税額	本税	94 百万円	63.9 %
⑨		加算税	13 百万円	72.2 %
⑩		合計	107 百万円	64.8 %
⑪	1 実 件 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	5,536 万円	141.6 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	973 万円	117.9 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額(調査による増減分)を加えたものである。

2 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	125 件	93 件	74.4 %	
②	申告漏れ等の非違件数	26 件	28 件	107.7 %	
③	申告漏れ課税価格	58,995 万円	100,447 万円	170.3 %	
④	追徴税額	本税	4,582 万円	7,174 万円	156.6 %
⑤		加算税	148 万円	395 万円	266.9 %
⑥		合計	4,730 万円	7,569 万円	160.0 %
⑦	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	472 万円	1,080 万円	228.8 %
⑧	当たった接触	追徴税額 (⑥/①)	38 万円	81 万円	213.2 %

3 相続税の簡易な接触の事績の推移



【島根県】

1 相続税の実地調査事績

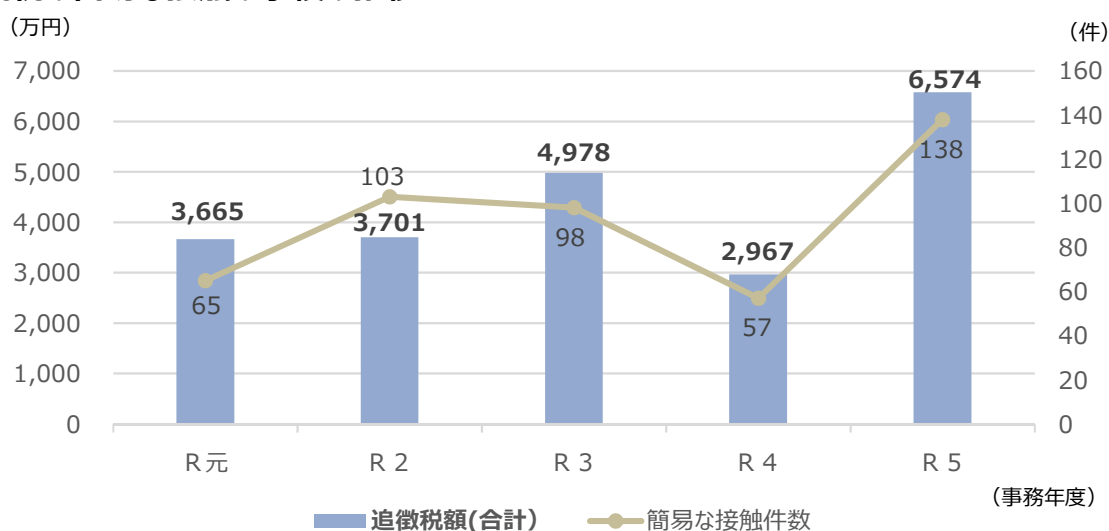
項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和4事務年度	令和5事務年度		
①	実地調査件数	16 件	28 件	175.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	15 件	26 件	173.3 %	
③	非違割合 (②/①)	93.8 %	92.9 %	▲ 0.9 ポイント	
④	重加算税賦課件数	3 件	1 件	33.3 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	20.0 %	3.8 %	▲ 16.2 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	415 百万円	1,334 百万円	321.4 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	122 百万円	58 百万円	47.5 %	
⑧	追 徴 税 額	本税	77 百万円	141 百万円	183.1 %
⑨		加算税	13 百万円	21 百万円	161.5 %
⑩		合計	90 百万円	162 百万円	180.0 %
⑪	1 実 件 当 地 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	2,594 万円	4,764 万円	183.7 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	563 万円	579 万円	102.8 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額(調査による増減分)を加えたものである。

2 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	57 件	138 件	242.1 %	
②	申告漏れ等の非違件数	22 件	47 件	213.6 %	
③	申告漏れ課税価格	29,632 万円	102,464 万円	345.8 %	
④	追徴税額	本税	2,800 万円	6,129 万円	218.9 %
⑤		加算税	167 万円	445 万円	266.5 %
⑥		合計	2,967 万円	6,574 万円	221.6 %
⑦	1 簡易な接触に相当する接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	520 万円	742 万円	142.7 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	52 万円	48 万円	92.3 %

3 相続税の簡易な接触の事績の推移



【岡山県】

1 相続税の実地調査事績

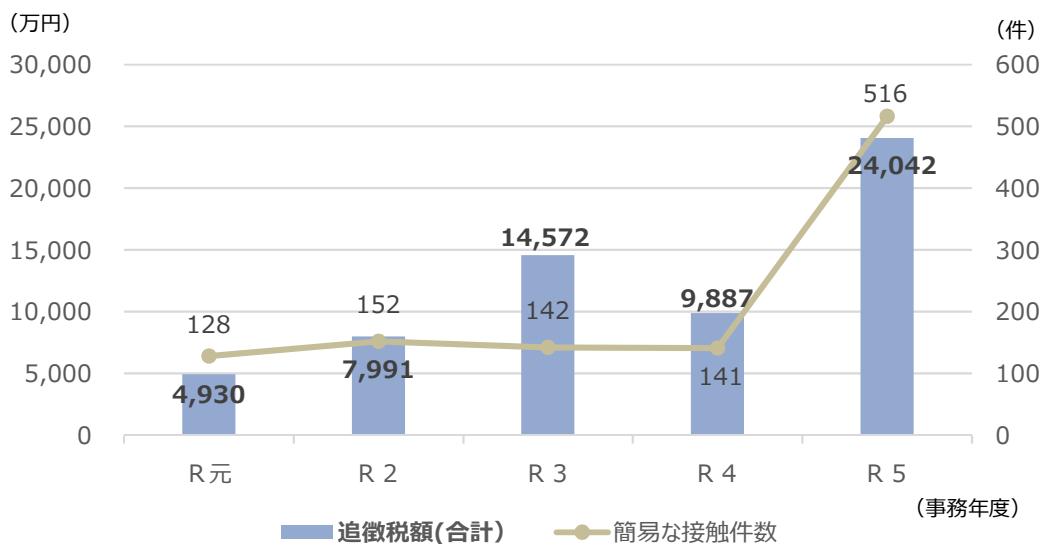
項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	124 件	101 件	81.5 %	
②	申告漏れ等の非違件数	103 件	87 件	84.5 %	
③	非違割合 (②/①)	83.1 %	86.1 %	3.0 ポイント	
④	重加算税賦課件数	14 件	15 件	107.1 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	13.6 %	17.2 %	3.6 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	4,278 百万円	3,315 百万円	77.5 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	635 百万円	673 百万円	106.0 %	
⑧	追 徴 税 額	本税	851 百万円	637 百万円	74.9 %
⑨		加算税	123 百万円	107 百万円	87.0 %
⑩		合計	974 百万円	744 百万円	76.4 %
⑪	1 実 件 地 当 調 た り 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	3,450 万円	3,282 万円	95.1 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	785 万円	737 万円	93.9 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額(調査による増減分)を加えたものである。

2 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	141 件	516 件	366.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	67 件	125 件	186.6 %	
③	申告漏れ課税価格	125,665 万円	279,822 万円	222.7 %	
④	追徴税額	本税	9,365 万円	22,884 万円	244.4 %
⑤		加算税	522 万円	1,158 万円	221.8 %
⑥		合計	9,887 万円	24,042 万円	243.2 %
⑦	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	891 万円	542 万円	60.8 %
⑧	当たりの接	追徴税額 (⑥/①)	70 万円	47 万円	67.1 %

3 相続税の簡易な接触の事績の推移



【広島県】

1 相続税の実地調査事績

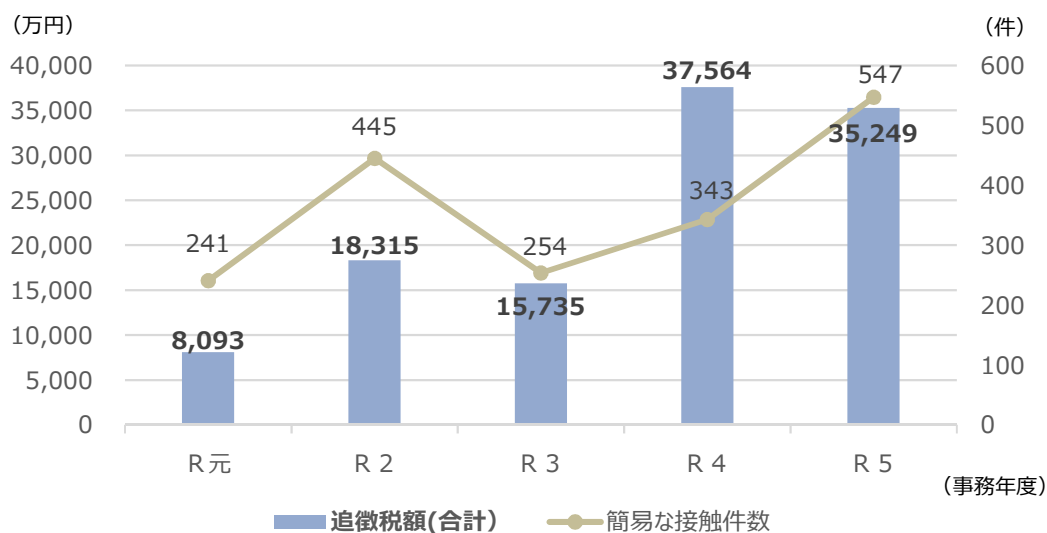
項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	149 件	161 件	108.1 %	
②	申告漏れ等の非違件数	133 件	133 件	100.0 %	
③	非違割合 (②/①)	89.3 %	82.6 %	▲ 6.7 ポイント	
④	重加算税賦課件数	19 件	22 件	115.8 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	14.3 %	16.5 %	2.2 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	4,554 百万円	5,491 百万円	120.6 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	538 百万円	1,673 百万円	311.0 %	
⑧	追徴 税額	本税	864 百万円	1,202 百万円	139.1 %
⑨		加算税	123 百万円	233 百万円	189.4 %
⑩		合計	987 百万円	1,435 百万円	145.4 %
⑪	1 実 件 地 当 調 た 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	3,056 万円	3,411 万円	111.6 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	662 万円	891 万円	134.6 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額(調査による増減分)を加えたものである。

2 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	343 件	547 件	159.5 %	
②	申告漏れ等の非違件数	101 件	169 件	167.3 %	
③	申告漏れ課税価格	295,984 万円	415,749 万円	140.5 %	
④	追徴税額	本税	35,796 万円	33,626 万円	93.9 %
⑤		加算税	1,768 万円	1,623 万円	91.8 %
⑥		合計	37,564 万円	35,249 万円	93.8 %
⑦	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	863 万円	760 万円	88.1 %
⑧	2 追徴税額	追徴税額 (⑥/①)	110 万円	64 万円	58.2 %

3 相続税の簡易な接触の事績の推移



【山口県】

1 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	57 件	65 件	114.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	49 件	57 件	116.3 %	
③	非違割合 (②/①)	86.0 %	87.7 %	1.7 ポイント	
④	重加算税賦課件数	8 件	11 件	137.5 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	16.3 %	19.3 %	3.0 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	2,524 百万円	3,033 百万円	120.2 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	157 百万円	557 百万円	354.8 %	
⑧	追 徴 税 額	本税	532 百万円	443 百万円	83.3 %
⑨		加算税	80 百万円	80 百万円	100.0 %
⑩		合計	612 百万円	523 百万円	85.5 %
⑪	1 実 件 地 当 調 た 査 り	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	4,428 万円	4,666 万円	105.4 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	1,074 万円	805 万円	75.0 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額(調査による増減分)を加えたものである。

2 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	94 件	250 件	266.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	31 件	84 件	271.0 %	
③	申告漏れ課税価格	77,520 万円	253,242 万円	326.7 %	
④	追徴税額	本税	7,126 万円	28,591 万円	401.2 %
⑤		加算税	472 万円	1,280 万円	271.2 %
⑥		合計	7,598 万円	29,871 万円	393.1 %
⑦	1 簡易な接触 相当な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	825 万円	1,013 万円	122.8 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	81 万円	119 万円	146.9 %

3 相続税の簡易な接触の事績の推移

